

令和6年度第1回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和6年6月10日（月）午後13時00分～午後14時00分
2. 開催場所：奈良県庁 分庁舎5階 B52会議室
3. 出席者：伊藤委員、池田委員、浦出委員、岡井委員、岡波委員、岡本（健）委員、
佐藤委員、深町委員（途中参加）、藤井委員、森川委員、山田委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 議 題：土地の管理と利用に関する施策の実施方針について
6. 報告事項：施策の効果検証について

【事務局】それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を担当させていただきます、奈良県まちづくり推進局県土利用政策課の大木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、WEBを併用して開催させていただいております。会議の途中でトラブル等が発生した場合は、必要に応じてこちらから連絡をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。また、ご発言いただく際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、配付資料を確認させていただきます。本日お越しいただいている委員の方はお手元の資料、WEBでご出席いただいている委員の方は、事前にお渡ししております資料をご覧ください。上から本日の議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿。続きまして会議資料としまして、資料の1から5まで配付しております。上から順に、資料1「土地の管理と利用に関する施策の実施方針の策定（諮問）」、資料2「土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）」、資料3、「土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）の概要について」、資料4、「パブリックコメントの実施結果について」、資料5、「施策の効果検証について」でございます。また別途参考資料としまして、「奈良県国土利用計画審議会条例」及び「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上

を図る条例」をご用意させていただいております。不足等ございましたら、挙手いただけますでしょうか。ないようですので、議事を進めさせていただきます。

なお本日の資料につきましては事前説明の際から字句や、構成を若干変更させていただいた箇所もございますのでご了承ください。続きまして、本日出席の委員の皆様をご紹介します。まず、会場にお越しいただいている委員の皆様からご紹介させていただきます。伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】 よろしく願いいたします。

【事務局】 池田慎久委員でございます。

【池田委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 浦出俊和委員でございます。

【浦出委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 岡波圭子委員でございます。

【岡波委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 岡本健委員でございます。

【岡本委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 藤井幸雄委員でございます。

【藤井委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 森川崇委員でございます。

【森田委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 山田洋平委員でございます。

【山田委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 続きまして、本日WEBでご参加いただいている委員の皆様をご紹介します。岡井有佳委員でございます。

【岡井委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 佐藤由美委員でございます。

【佐藤委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 また、本日所用のために欠席されている委員は、乾昌弘委員、上田逸朗委員、大嶋賢祐委員、岡本美津子委員、小紫雅史委員、長島啓子委員、久隆浩委員、平井康之委員、

村本佳宜委員、深町加津枝委員（開始 15 分後に Web にて出席）でございます。

また、当審議会の幹事として、お手元の座席表に記載の通り関係職員が出席しております。

次に、会議の成立についてですが、奈良県国土利用計画審議会条例第 5 条第 3 項において、委員の 2 分の 1 以上が出席していなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日は委員 20 名のうち 10 名にご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会条例第 5 条第 2 項により、会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。

伊藤会長、よろしくお願いいたします。

【伊藤会長】それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行のためにご協力よろしくお願いいたします。当審議会では、奈良県国土利用計画審議会の運営要領によりまして、原則公開となっております。本日の審議案件につきましては非公開とすべき内容がないと思われますので公開としてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。公開ということで進めさせていただきます。本日傍聴人はいらっしゃいますか。

【事務局】いません。

【伊藤会長】いらっしゃらない。それでは早速でございますが、始めたいと思います。本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日におきましては、岡井委員と岡波委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず、次第の「土地の管理と利用に関する施策の実施方針」について、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】県土利用政策課の三村でございます。それでは、資料 1 から資料 4 により、土地の管理と利用に関する施策の実施方針についてご説明申し上げます。

まず資料 1 をご覧ください。土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）について、本審議会に諮問を行うものでございます。続きまして、資料 2 をご覧ください。今回諮問させていただきます、実施方針（案）の本文でございます。内容につきましては、概要で説明

をさせていただきます。資料3をご覧ください。実施方針の概要につきましては、前回の2月の審議会でも説明をさせていただきましたが、今回諮問するに当たりまして、改めてご説明させていただきます。

まずは、「1. 実施方針策定の概要」についてご説明します。人口減少や高齢化が進行する中で、本県において、右上に記載している空き地・耕作放棄地・施業放置林の増加や、住宅と工場の混在といった、土地の管理と利用に関する課題が顕在化しております。これらの諸課題に対処するため、令和5年3月に「土地の管理と利用に関する条例」を制定しました。この条例で掲げた施策を総合的かつ計画的に推進するために、実施方針を策定するものでございます。

本実施方針の策定期間は、令和6年6月を予定しております。期間は令和6年度から令和15年度の10年間で、中間年において見直しを予定しております。

次に、「2. 実施方針の概要」をご説明します。目標につきましては、条例で定めた基本理念である、「適正な管理」「合理的な利用」「より効果的な利用」に基づいて、目指すべき姿として、それぞれの目標を定めました。

施策の柱につきましては、目標の実現に向けて、6つの施策の柱により、総合的かつ計画的な取組を推進することとしております。適正な管理に関する施策が「Ⅰ 土地に起因する危害や悪影響の発生防止」、合理的な利用に関する施策が、ⅡからⅣまでのそれぞれの土地の区分に応じた「宅地・農地・森林の効用の持続的な発揮」と、すべての土地に共通する「Ⅴ 豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上」、最後に「より効果的な利用」に関する施策が「Ⅵ 土地の効用の更なる発揮」です。

策定のスケジュールにつきましては、今年の4月～5月にかけて、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を踏まえた最終の案について、本日の審議会に諮問し、県議会にも報告をした上で策定する予定としております。

2ページ目をご覧ください。施策別の主な取組例をご説明します。取組については、6つの施策の柱ごとに展開しております。本日は、括弧書きの数字で記載している施策を説明させていただきます。

まず、「Ⅰ 土地に起因する危害や悪影響の発生防止」です。土地の管理については、まずは土地所有者等が行うことが基本となりますので、「(1) 土地所有者等による土地の適正な

管理の促進」としております。一方で、土地所有者等が土地を管理することが困難な場合であっても、周辺地域への被害の発生を防止することが必要であり、その際には近隣住民等が協力することが重要であると考え、「(2) 近隣住民等による土地の適正な管理の促進」としてしております。

(深町委員が Web で出席)

次に、「Ⅱ 土地の効用の持続的な発揮」です。宅地は、住宅地、商業地、工業地等の県民の生活や活動を支えるための土地として利用されておりますので、住宅地に関する施策として、「(1) 安心して快適に暮らすことができる住宅地の形成」としてしております。一方、商業地や工業地では、県内での雇用や地域のにぎわいの創出を図り、地域経済が持続的に発展していることが重要です。このため、「(2) 地域経済の持続的な発展に資する商工業地の形成」としてしております。

次に「Ⅲ 農地の効用の持続的な発揮」です。農地は農業生産の基盤であり、限られた貴重な資源であることから、まずは「(1) 農業を振興すべき地域の確保」としてしております。また、農地を維持するためには、農業生産が持続的に行われることが必要ですので、「(2) 持続的な農業生産の確保」としてしております。さらに、農地は、自然環境の保全や水を貯めることにより、洪水を防止する機能などの多面的機能が発揮されることも重要ですので、「(3) 多面的機能を有する農地の維持・保全の促進」としてしております。

3 ページ目をご覧ください。「Ⅳ 森林の効用の持続的な発揮」です。森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ等の食材など、様々な資源を供給していることから、「(1) 森林資源の持続的な供給の確保」としてしております。また、森林は、森林資源生産機能以外にも、防災機能、生物多様性保全機能、レクリエーション機能などの多面的な機能を有していることから、「(2) 多面的機能の発揮に資する森林利用の促進」としてしております。

次に「Ⅴ 豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上」です。本県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史ある風土・景観や、豊かな自然環境に恵まれており、これらの貴重な資源を維持向上していくことが重要です。このため、「(1) 自然環境・風土・景観の維持向上に資する取組の促進」として、歴史的風土特別保存地区や自然公園などの法令等に基づく区域において、開発行為等を抑制するとともに、地域における取組を促進することとしております。

次に6番目の「VI 土地の効用の更なる発揮」です。従来からの土地利用のみにとらわれず、土地の効用を更に発揮していくためには、土地所有者や近隣住民等の地域の関係者の理解と協力が必要です。このため、「(1) 地域の持続的な発展に向けた土地利用に資する取組の促進」として、地域の関係者が地域の将来像について話し合い、認識を共有し、計画的な土地利用を推進するための仕組みの構築や、地域における議論を牽引し、計画的な土地利用の実現に関与する人材を育成することとしております。

最後に、「各施策を支えるその他の取組」について説明いたします、こちらにつきましては、ここまでの6つの施策の柱の中にも要素が入っておりますが、「土地に関する情報の収集及び発信」「県民等の理解の増進」「人材の確保及び育成」「市町村への支援」「施策の効果検証等」としております。

続いて、資料4をご覧ください。この4月から5月にかけて行ったパブリックコメントの実施結果についてご説明申し上げます。パブリックコメントでは13件のご意見をいただきました。意見は、主に施策に係る具体的な取組に関する質問と、施策に対する提案でございます。右側に、県の考え方を記載しておりまして、県で行っている取組を回答するとともに、施策への提案に対しては、今後の参考にさせていただくこととしております。パブリックコメントによる実施方針の修正はございませんでしたので、資料2の実施方針案につきましては、前回の審議会から、内容に変更はございません。説明は以上になります。

【伊藤会長】ありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容につきましてご意見またはご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。浦出委員どうぞ。

【浦出委員】途中からの参画になりますので、もしかしたら間違ったことを申し上げるかもしれません。私の専門分野であります農地のところ、「農地の効用の持続的な発揮」のところについて少しご意見申し上げます。

大きな施策目標として農業振興する地域があることについて、これ自体は全く問題ありません。そのための農地マネジメントの推進は必要かなとは思いますが、主な取り組みの中で、「農地の集積集約化の推進」の中に、担い手・農地のサポートセンターを利用して、農地の出し手とマッチングするというのが入っているのですが、これはすでに行われていることであって、これをどう推進するかということが本来書かなければならないことかなと思っています。今までも推進してきているはずなのに、新たに何をやるかというところがな

いという点で、少しこの全体の施策の中で弱すぎるというか、気になったというのが一点でございます。

それからですね、森林のところも若干申し上げるならば、生産環境の整備は後で実施方針の本文のところに載せていただくと書かれてはいるのですが、1と2は実は連動している話かなと私は理解してまして、きちっとしたいいわゆる林業生産活動が行われていれば当然のように多面的機能が発揮されるものです。林業の生産活動を行う上で今おそらく一番生産現場でネックとなっているのは林道整備だと思います。日本の山林っていうのはなかなか林道整備が十分なされていないので、コストを安く林業を行うことができていないというところがありますので、そういう点をもう少し前面に出してもよかったのかなというところがあります。

それから最後になりますが、パブリックコメントの回答についてですが、ちょっと厳しいこと言わせていただくと、「農地の効用の持続的な発揮」に対するご意見でございますね。移住者の兼業農家化やクラインガルデンのように貸農園としての活用ということが書かれているのですが、県の考え方に書かれている文章っていうのは、この意見に対する答えとしてずれているのではないかと。

というのは、最初に挙げられている移住者の兼業農家化というのは、兼業農家化の話を書かれているのではなくて、むしろ移住されてきた方の新規就農であるとかっていうことの視点を持たないと、新たに奈良県において農業を始める際に、どのように支援してもらえるのか、そういった窓口を設けるのかという視点で書かないといけないので、兼業農家がどうのこうのというのは当たり前のお話であって、その対象の見方が違うのかなということ。

それからこのコメントをされている方がどれだけ知識をお持ちかわかりませんが、クラインガルデンのようにという表現入っていますが、クラインガルデンと普通の貸農園を一緒に考えたらこれは問題かなと。一般の方のご意見ですので、より活用が進む、利用が進むという意味では、いわゆる小屋付きのクラインガルデンみたいなことがより活用が進むのかなということでこの言葉を出されているとしたら、単なる貸農園にしか言及されていないというこの回答は十分な回答になっていないのではないかと思います。以上です。

【伊藤会長】ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、事務局から何かコメントはございますか。どうぞ。

【片山課長】食農部担い手・農地マネジメント課長の片山でございます。浦出委員、ご意見ありがとうございます。私が担当しておりますのは担い手と農地の関係でございますので、ご質問、ご意見いただきました1点目、3点目につきましては私から回答させていただければと思います。

1点目が、担い手・農地サポートセンターの取り組みについて、これまでもやってきたことを書いているのではないかとこのところ、項目を見れば確かにその通りでございますが、今年度、各地区で農業経営基盤強化促進法に係る地域計画を策定しなければならないというところ、奈良県は、そんなに取り組みがまだ進んでいないということもありますので、そういった新しい担い手の方への農地集約といったところを集中的に、やることは同じような形になってしまうかもしれませんが、取り組みとしては、担い手農地サポートセンターが中心となって、我々県も汗をかきながら、担い手の方に農地集積を進めていけるように努力していきたいというところ、書かせていただいているという趣旨でございます。

3点目はパブリックコメントの県の考え方のところでございます。おっしゃるとおり、新規就農といった観点は大事だと思っております。県の考え方でも人材の確保に向けた支援策というように書かせていただいている、新規就農や、これから担い手となっていただく方への、支援、育成確保というところの支援ということで、書かせていただいたつもりではございますので、こういった所を頑張っていきたいと思っております。

また、クラインガルデンのような貸し農園というところでございますが、いわゆるクラインガルデンのようなところだけを念頭に置いて支援策を行っているわけではありませんので、一般的に包含するような形で貸し農園と書かせていただきました。実際にこういったことをやっていきたいという方のお声をお聞きしながら、個別に支援をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きご意見いただければと思います。

【伊藤会長】森林環境課どうぞ。

【吉浦課長】森林環境課の吉浦と申します。委員よりご指摘ありました林道整備が一番問題ではないかという話ですが、林道を含めた、路網整備というのはやはり林業を経営していく上で、またその森林の公益的機能を発揮していく上で大切なものだと考えております。もともと林業そのものの問題以外に、ここにも記載させていただいておりますが、担い手がどんどん高齢化している問題であるとか、森林所有者の林業の意欲が低下しているというよう

な、様々な問題がございます。こちらの方では路網の話は出ておりませんが、奈良県の林部局の方で、令和2年度に新たな条例つくらせていただいて、新たな森林環境管理制度を作って森林林業の施策を進めている中で、路網整備についても指標を設けて進捗管理させていただいておりますので、そちらもあわせてご確認いただければと思います。

以上でございます。

【伊藤会長】 それでは他に何かご意見ございますか。ご質問でも結構です。岡本委員、お願いします。

【岡本委員】 桜井まちづくり会社の岡本です。初めてこの会議に参加させていただきますので、アプローチがよくわかっていませんが、素直に私の意見を述べさせて頂きたいと思いません。

私もまちづくりについては、退職してから10年間ほど取り組んでいまして、その中で一番大変なことは、主体的な住民、県民との繋がりを、具体的にどう進めていって方向感持っていくかっていうところが、大変ハードルの高いところですけど、県と地元とが繋がる方法については、文章の中ではどこで表現されて、具体的にどのように繋がっていくのかなというところをお聞きしたいと思いません。

【事務局】 県土利用政策課堂崎でございます。ありがとうございます。こちらの条例の中で、より効果的な利用というところで、地権者のみならず、地域住民の皆様、関係者或いは行政の連携、合意形成により、土地利用の方向性というのを、計画的に進めていくことがまずは重要だというお話をさせて頂いております。

そこで行政の関わり方というのが出てくると思いません。内容に応じて市町村が主体的に関わる場合、或いは県も一緒になって考えさせていただく場合というのは出てこようかと思いません。ここでは、大きな方向性や枠組み、こういったものの考え方が今後重要ですよという内容で書かせていただいております。この条例に基づいて今後地域ごとに、条例の中では「土地利用等地域計画」という単語を使わせていただいておりますが、こういった計画策定を促しています。地域ごとの事情の中で、どこまでの関係者に集まっていただくべきなのか。行政がそれに対して、許認可という立場だけなのか、或いはまちづくりという立場で関わるのかという、その辺の温度感が重要になってくると思いません。この条例の中では、あえて仕組みの運用の仕方までは言及しておらず、方向性のみを示させていただいております。そ

これは地域ごとの取り組みの中で、関係者の範囲や行政の関わり方を一定決めながら進めてくださいというような立て付けで考えさせていただいております。

【岡本委員】実施方針概要3ページ、「VI 土地の効用のさらなる発揮」の、「(1) ①地域の将来像を話し合うための仕組みの構築」と、各施策を支えるその他の取組の、「③人材の確保及び育成」というところが一番ポイントになってくるかと思います。

方針はこの方針で素晴らしいと思いますが、そこを具体化するための人材育成というのが一番大変なところだと思います。しかも住民主体ですから、住民の中からそういう思いのある人を探してこなくてははいけません。私も始めたときは、思いがある人の繋がりを繋げながら、かつ、県のコンシェルジュも混じっていただき、県としてはこのように考えているとか、他ではこういう事例があるというのを示していただきました。県との繋がりがより強固になり、かつ、方針がより明確になりました。また、具体的に施設などを作るときに、県ができる支援の内容が明確になりました。人材の確保、育成がこういう土地活用コンシェルジュ的な、県の中の各部署を横断的に繋ぐような人材がいれば地域にとってもスタートしやすいなと思います。

【事務局】ありがとうございます。まさにおっしゃる通りで、ここを動かしていくのに、やはり人材育成が重要になると考えておりました。条例初年度の昨年度ですけれども、私どもはまずは人材育成の講習会を行おうと考えまして、どこから手をつけたらいいのかと考えた際に、まずは、こういったところに主体的に参画をすることが予想される市町村職員の皆さんに、我々の条例の取り組みや先進的な取り組みと一緒に勉強していただく機会を取らせていただきました。加えまして各士業の皆様、宅建士、建築士、司法書士或いは土地家屋調査士。こういった皆様にお声掛けさせていただきまして、土地に関する制度を知っていただく機会を作っているというのが現状の取り組みです。

もちろんそれだけではなく、今後その取り組みをどんどん広げていって、実際に地域でご活躍いただける方、或いは県としての横つなぎができる人材を育成していきたいと考えております。今後も取り組んで参りたいと思いますので、ぜひアドバイスを頂戴できればと思います。

【岡本委員】県職員の方も県民ですよ。どこかの住民ですよ。その方がそれぞれのところで、コアになってもらえばいいと思います。そのような仕組みを入れることによって、

新たなアプローチや、情報の繋がりができてくるのではないかと思います。

また、資料2の12ページの条例第3条の条文が記載されているところに書いてありますが、マスタープラン型のまちづくりではなくて、ボトムアップ型のまちづくり、これは私も試行しているところであります。それを枠組みとして制度に乗せていくというのは時間がかかると思いますが、県の皆さんも市町村の職員もこのようなスタンスでいて欲しいと思います。

【伊藤会長】岡本委員、ありがとうございます。ご意見についてごもっともだと思います。コンシェルジュやアドバイザー、コーディネーターも大事ですが、実際に活躍するプレーヤーが大事だと。それが県の職員の方や、地域の方がうまく繋がれば動いていくのだろうと思いました。ありがとうございます。他の委員はどうですか。森川委員どうぞ。

【森川委員】奈良県司法書士会の森川です。私も今回初参加なので勉強させていただくつもりで伺いました。司法書士の専門分野から、意見といたしますかアドバイスをお伝えさせていただきます。今年の4月1日から施行されました相続登記申請義務化ということに対しての期待というのは、県に限らず、民間団体でも、非常に高い期待感を持たれていますが、これが義務化された本当の理由は、東日本大震災の災害復興のときに、相続登記が未了な土地が多くあったがために、相続人を把握するだけで半年以上かかってしまい、ライフラインを復旧するにしても誰に同意を得ていいかわからず、工事できるのに着手できないという、初動の遅さを生んでしまったということがきっかけでした。このような相続登記がなぜ義務化されたかという論点が欠落しているのではないかと個人的に懸念しています。

【伊藤会長】ありがとうございます。特に意見はありませんか。

【事務局】ありがとうございます。ご指摘の通り所有者不明土地法の改正ということがあり、それに基づいて、相続登記の義務化をはじめ、民事法制も含めて、かなり国は本腰を入れ始めたなという印象です。ただ本来の目的の所有者不明土地を生まないための予防策というところでの相続登記義務化というところが、正しく伝わっていない可能性がございますので、そこは我々が国や所管となる法務局とも連携しながら、正しい情報を、土地所有者の方にお伝えするというところを、実施方針でも情報の提供ということも謳っておりますので、努めて参りたいと思います。ありがとうございます。

【伊藤会長】Web参加の委員の方でどなたかございませんか。佐藤委員。

【佐藤委員】はい。私も初めて参加させていただいたので、初歩的なことをお尋ねしますが、まず1点目の適正な管理というところに、「近隣住民による、」という文言が入っており、管理の主体として所有者以外に近隣住民の活動を期待していると書かれておりますので、さらにそこから利用の方に結びつけるということで考えると、例えば、合筆や隣地を買い増しするなど、所有者がいない部分の土地を、隣の人が買い取るといったことを進めることが必要ではないかと思えます。

管理だけを近隣住民にお願いするというのは、現実的にはハードルが高いかないと思えますが、隣の人に「買いませんか？」という話を、うまく持ちかけられれば、知らない人に売るのでなく、近所の人に買ってもらうというのが、土地の活用方法として1つあるのではないかと。将来そういったところにも繋げていけたらいいのかなと思えます。

もう1つは、私の専門が住宅分野ですので、空き家の問題について、流通のことや、その前提になるような話をお聞きしたいです。こちらについては、市町村ベースで、例えば相談があった際のプラットフォームを設けて、専門家同士で話し合っ、活用方針をアドバイスしていくというような施策をとっている市もありますので、そういった取組と上手く連携していくと、決して空き家だから空き地だからということではなく、土地についても同じような専門家グループができてくるのではないかと思えます。

【伊藤会長】ありがとうございます。事務局から何かございますか。

【事務局】ありがとうございます。近隣の住民等による土地の管理という概念ですが、これは令和2年の土地基本法改正で初めて入ってきた概念だと思います。

令和2年の土地基本法の改正では、土地の所有者に一義的な土地の管理責任があるということを示した上で、それが今後、着実に管理されることが難しい時代になってくる。そのような中で、近隣住民や自治会といった方を中心にした管理という概念も今後考えていかなければならないという考え方が打ち出されました。

それを私どもの条例の中でもその要素を書かせていただきました。ただ、これは簡単に進むところではないと思っております。まずは、地域で民有地、他人の土地を使わせていただくというような考え方を浸透させていく必要があると思っております。条例の取り組みの中で、土地白書のようなものを作ろうと思っておりますが、その中で、地域で土地をお借りして、地域の防災倉庫として使っているという事例も、県内でも幾つかありますので、そうい

った情報を水平展開することによって機運を高めていこうと思います。その取り組みの中で、結果的に近隣の方が買うことで、これまでよりも合理的な使い方が進むというようなケースも出てくると思いますので、まずは、そういった情報の伝達に努めていきたいと思っております。

それともう1点ご指摘いただきました空き家分野ですが、これについてはご指摘の通り、空き家特別措置法ができて以来、各市町村で非常に熱心な取り組みがなされているところではあります。一方国においても、所有者不明土地法の改正を契機に、空き家施策と空き地施策の一体的な推進ということを示しています。私ども県の方でも、部署は分かれています但し連携しながら、比較的先行している空き家分野の市町村での体制に、空き地の概念も取り入れていただくような形の取り組みをしていきたいと考えているところです。ありがとうございます。

【伊藤会長】他にはいかがですか。特にご意見ございませんか。

特にご意見ないようですので、今まで様々なご意見賜りましたけども、この土地の管理と利用に関する施策の実施方針の内容については、原案通りということで進めさせていただくということによろしいでしょうか。いただいたご意見については参考にさせていただきたいと思っております。それではこれを持って、知事に答申をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では次に、報告事項の「施策の効果検証について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、資料5により施策の効果検証についてご説明申し上げます。資料5をご覧ください。実施方針に記載する、土地の適正な管理等を実現するための施策を着実に実施するために、PDCAサイクルにより適切に効果検証を行っていくこととしております。また、効果検証にあたっては、土地の条例に基づき、国土利用計画審議会に意見を聴くこととしておりますので、効果検証の際にはよろしくをお願いいたします。

PDCAサイクルの流れにつきましては、左下に記載しております。PLAN（計画）につきましては、施策の決定として、今年度は、今回諮問させていただきました実施方針により、施策を定めることとしております。DO（実行）では、実施方針に基づいて施策を実行します。CHECK（評価）では、土地の管理と利用の状況を把握するとともに、施策の実施状況やKPIの進捗状況を確認した上で、国土利用計画審議会にご意見を聴かせていた

できます。審議会への意見聴取の時期は、例年開催している2月を予定しております。最後に、ACTION(改善)で、審議会の意見を踏まえて、施策を見直す予定としております。

次に、施策の評価方法の案を右に記載しております。「土地の管理と利用の状況の把握」については、現在作成している「奈良県土地白書」を活用したいと考えております。

この土地白書は、県民の土地に対する意識を共有するために、本県の土地に関する基礎データや、関連施策・先進事例などを掲載する予定でございます。「施策の実施状況・KPIの確認」については、実施方針に記載している施策・KPIについて、関係各課と連携して、実施状況を確認いたします。

以上の2つを併せてご確認いただき、本審議会においてご意見を聴かせていただいた上で、施策の効果検証を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

【伊藤会長】ありがとうございました。それではただいまの説明について何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。岡本委員どうぞ。

【岡本委員】岡本です。施策の実行のところについてですが、検証するためのKPIや具体的な施策というのは、どのタイミングでどのようにお示しされるのでしょうか。

【事務局】今回の実施方針の中に、各分野の施策を代表するような、一定物差しとなるような内容を、目標値という形で挙げさせていただいております。これの進捗状況というのが1つのKPIととらえて検証するものかと思います。

ただ、これだけでは、すべて網羅的に把握しきれているものではございませんので、構成の中に入っている各施策、或いは、先ほど説明のあった奈良県土地白書に基づくデータなどで補完しながら、ご議論いただけたらと思っております。

【岡本委員】10年計画ですので、まず、1年というのは各部署でこの方針に基づいて、具体策の第1歩という話になるかと思いますので、その辺が検証のときに正しく見えてきたらいいのかなと思います。

【伊藤会長】ありがとうございました。他にはご意見いかがでしょうか。どうぞ浦出委員。

【浦出委員】私の意見なのですが、チェックのところを何を評価するのかが問題になると思います。また、それ以前に計画の段階で評価対象とするものが明確でないと、後付けで、都合のいい施策の結果だけになるようなこともありえますので、本来、正しい評価をするので

あれば、あらかじめこのような施策について中心的に評価するということを明記しておく必要があるのではないかと思います。そうでなければ正しく評価できないのではないかと、いうことを危惧しています。

先ほどご説明いただいた実施方針の中に、目標値が記載されているものもありますが、全く無いものもありますよね。簡単にこのようなことをしますと書いてあるだけで、何を目標とするのかの記載がないものもあるので、そういったものをどのように評価するのかとなった際におそらく出てくるのが、「これをやりました。」という実施状況だけが報告されて効果というものが出なくなる。そういった意味で言うと、まだ2月のことですが、できる限り評価対象となる施策はリストアップしておいた方が、公正で適正な評価になるのではないかと、いうように思います。ご検討をお願いします。

【事務局】ありがとうございます。ここで書いてある目標値というものだけでは計れるものではないと、私どもは認識しております。そういった中で、なかなか土地に関する分野は短期的に動きが出にくい分野でもあると思っております。評価値については関係課とも相談しながら明確にしていきたいと思っております。

【伊藤会長】ありがとうございました。他にはご意見いかがでしょうか。Web参加の委員の皆様、何かございませんか。よろしいですか。特にないようですので、今、浦出委員のご意見にございましたように、試行錯誤しながら修正していけばいいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

本日予定していた議事は以上でございますが、全体を通して何か意見がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。浦出委員どうぞ。

【浦出委員】事前説明いただいたときに質問させていただいたのですが、実施方針というのは県でまとめられており、中身自体は各部署、各市町村で行われている施策を対象として連携しているわけですが、この実施方針で定めているものと、現場で市町村や各部署でなされている施策との関係がどうなっているのかがわかりにくい。先ほど私が意見を出したなかで、例えばサポートセンターのマッチングの話なんかも、もうすでに行われている。それをここでも取り上げるということは、どういうことなのか。例えば、今行われているけれども、さらに予算がでるだとか、人的なものを入れて強化するという方針なのかどうかというところまでが明確になっていないのではないのでしょうか。そういうことを重視しますよ

だとか、取り上げますよということ自体はわかりますが、施策として考えたときに、どうしていくのかというところがやはり弱いといいますか、見えにくいかなという気がしました。

あとは、様々な部署が集まっているので連携が難しいということはよくわかっていますので、やはり農地政策は農地の部分が主となってきますので、その連携をどうされるのかというのは気になる場所ですが、実施方針の中には十分に記載されていないかなと思います。

【伊藤会長】ありがとうございました。非常に有益なご意見だと思います。事務局もそのあたりを留意しながら進めていただければと思います。他は特にございませんでしょうか。

では、特にご意見がないようでございますので、皆様からのご意見、ご質問等については以上にさせていただきます。それでは最後に事務局から何か連絡ございますか。

【事務局】本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で作成し、会長ともご相談のうえ、県のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の予定につきましては、先ほど報告事項でご説明させていただきましたとおり、2月の審議会で施策の評価についてご審議いただきたいと考えております。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、奈良県国土利用計画審議会を終了いたします。本日はご審議いただきありがとうございました。